

令和4年度佐賀県健康づくり財団事業計画

I 基本方針

新型コロナの発生が令和元年12月末に中国武漢から報告され、令和2年1月5日にWHOが世界に公表、我が国では政府により同年4月7日に7都道府県を対象に緊急事態宣言が発令されました。

これ以降、世界はコロナに対する感染防止を念頭に置いた社会経済活動を余儀なくされており、当財団の事業活動も、同様の状況が続く中、令和4年度は新型コロナが発生して実質3年目に突入します。過去2年間、当財団はコロナ禍で事業計画に掲げる健（検）診、臨床検査、公益的活動を如何にして、予定通り実施していくかに全力を挙げてきました。即ち、財団受託の施設健診や巡回健診を介したコロナ感染者を発生させず、健診業務を可能な限り計画通り実施していくこと、県内医療機関のコロナ検査体制及び一般医療に係る臨床検査体制の一翼を担っている臨床検査部門を、一日の休業も行わず業務継続していくことなどを大きな目標に掲げて取り組んできました。そして、この達成に向け、各種の基本的感染対策はもとより、職員の健康管理の徹底、感染状況に応じたチェック体制の強化や福利厚生によるPCR検査の活用なども実施してきたところです。結果的に、業務関連の感染例の発生はなく、健診については一部延期や中止はあったものの、健診回数は概ね計画通り実施したほか、臨床検査については大幅に増加したPCR検査等のニーズにも概ね対応することができ、財政的な運営もコロナ禍前と同様、安定的に推移しています。

しかしながら、全国的には、数次に亘るコロナ感染の波により、市町の特定健診やがん検診の受診率は落ち込んだままで、医療機関の受診控えなどと相まって、早期がんの発見や治療の遅延による悪影響が危惧されているところで、本県でもこの回復は喫緊の課題となっています。特に、感染力が極めて強いものの、重症化率がそれほど高くないとされているオミクロン株の発生は、コロナ対策を一段と困難にしており、今年度は健診事業を計画通りに実施できるか、現時点では全く見通せない状況にあります。臨床検査についても、コロナによるPCR検査の増加は一般検査の収入減をカバーする副産物をもたらしましたが、令和4年度は保険点数が大きく引き下げられることが決定しており、臨床検査の収入確保という面で厳しい状況が出現すると予測しています。

以上の通り、令和4年度も当財団の健（検）診、臨床検査、各種公益的事業は、新型コロナの感染拡大・収束という大きな波に晒されながらの事業展開となることが予想されます。引き続き、コロナの感染状況に応じた最善の対策を模索しながら、佐賀県健診・検査センターや各種巡回健診車等の資源を効率的に活用して、市町の特定健診やがん検診、事業所健診等を通じた県民の健康保持増進、疾病予防と早期発見に貢献すると共に、精度の高い臨床検査結果を迅速に佐賀県医師会員等の医療機関にお届けし、質の高い医療提供体制の推進に寄与していきたいと考えています。

又、公益的事業についても一定の制約が予測されるものの、可能な限り、さん愛プラザを中心にがんの患者さんやご家族の皆様方に寄り添うことができる相談活動を目指すと共に、特定保健指導やがん検診に関わる従事者研修、がんや結核予防に関する普及啓発事業などにも積極的に取り組んでいきます。

以上の基本方針を踏まえ、当財団では前年度事業を基本としつつ、令和4年度の事業として下記項目を実施していくこととします。

1. 公益目的事業1

- (1) 保健啓発事業
- (2) 調査研究事業
- (3) 保健活動従事者研修事業
- (4) がん患者保健支援事業
- (5) 健診事業
- (6) 健診結果フォロー事業
- (7) 関係団体への施設貸与事業

2. 収益事業1

- (1) 臨床検査事業

II 公益目的事業1

1. 保健啓発事業

超高齢社会の今日、生涯にわたって健やかな生活を全うするため、健康寿命の延伸が重要な課題となっています。このため、県民一人ひとりが、主体的に生活習慣を改善したり健康診断を受診したりするなどの積極的な行動を实践するよう啓発事業に取り組みます。

なお、若年者に対するがん教育については、早い時期からの啓発が必要とされるため、小中高等学校では学習指導要領に基づく学習が始まっており、その推進状況に応じて取組みを進めます。

(1) 市町保健施策等への支援

- ・情報交換の場としての保健担当者会議を開催します。
- ・市町の保健施策の推進等に役立つよう、健診情報の集計・分析を円滑に行います。

(2) 講演会の開催

一般県民を対象に、生活習慣病、がんをテーマにした講演会を開催します。

① 2022がん征圧県民のつどい

- ・開催時期 9月17日(土)(がん征圧月間)
- ・開催場所 佐賀市アバンセ

② 関係団体との共同事業による講演会

- ・NPO 法人リンパ浮腫を学ぶ会
- ・公益社団法人日本オストミー協会（佐賀県支部）など

(3) 各種イベントでの啓発

他団体が行うイベント事業と連携して、啓発ブースの設置や検診車の見学会等を行います。

- ・さが子育て応援フェスタ（8月）
- ・リレー・フォー・ライフ・ジャパン佐賀（9月）
- ・ピンクリボンキャンペーン（10月）
- ・ばぶばぶフェスタどん3（10月）

(4) インターネットや広報誌による広報・啓発

- ・当財団ホームページの内容を充実するとともに SNS の活用を進め、インターネット利用者への広報を強化します。
- ・広報誌の内容を充実し、保健情報の提供に努めます。

(5) 公益財団法人結核予防会、公益財団法人日本対がん協会と連携した広報啓発

- ・結核予防週間及び複十字シール運動

毎年9月24日～30日を結核予防週間に位置付けており、事業パートナーである佐賀県健康を守る婦人の会と協力して、結核や胸部の疾病の予防、早期発見・早期治療を訴える街頭キャンペーン、地域での啓発活動を行います。

また、キャンペーンと合わせて結核等の予防啓発事業や研究事業等に活用するための複十字シール募金活動を行います。

- ・がん征圧月間及び募金活動

毎年9月を「がん征圧月間」と位置付けており、ポスターによる啓発、新聞広告による広報、パネル展などを行います。

また、がん征圧のための募金活動を行い、がん患者やその家族等に対する支援事業に活用します。

- ・尚、新型コロナ禍での有効な活動の在り方についても検討を行います。

(6) その他

定期的に刊行されている「複十字」（結核予防会発行）、「対がん協会報」（日本対がん協会発行）などの保健情報を公共施設等に配布し、県民の健康づくりを後押しします。

2. 調査研究事業

健診情報や精密検査結果、追跡調査結果等を検証し、健診・検査の精度管理、県民への啓発情報として活用します。

(1) 事業年報

毎年度の健診・検査の結果、精密健診結果、追跡調査結果を集計・分析した事業年報を作成して保健関係の機関・施設に情報提供します。

(2) 学会等への参画

健診・検査事業の最新の知見の修得と精度の向上につながるよう、財団職員の関係学会等への参画を支援します。

(3) がん検診精度管理事業（県委託事業）

がん検診の精度管理、検診技術の向上に資するため、次のがん検診に係る追跡調査事業に取り組みます。

- ・ 肺がん検診
- ・ 大腸がん検診
- ・ 胃がん検診
- ・ 乳がん検診
- ・ 子宮がん検診

(4) 佐賀県市町対策型胃内視鏡検診運営委員会事業

がん検診に関する国の指針の改正（平成28年4月1日施行）に伴い、平成29年度から胃内視鏡検診が導入され、令和2年度からは全20市町で実施されることとなりました。

当財団は、健診情報の集計・分析に必要な総合的情報システムを有し、データ管理のノウハウも有しているところから、引き続き胃内視鏡検診に係る精度管理のための検診データの管理等の業務を、事業主体である市町から受託し、一元的に集計・分析することによって、検診精度を検証し、その向上につなげます。また、検診実施体制を確保するための検査医の認定、検診実施機関の指定事務を実施します。

(5) 臨床検査精度管理事業

診断の基礎となる臨床検査における測定値（検査結果）の精度向上を推進するため、県内で臨床検査を実施する医療機関等を対象に、精度管理調査を実施し評価するとともに、その結果を広く関係者に還元するための報告会等を開催します。

3. 保健活動従事者研修事業

健診・検査や特定保健指導等の業務に従事する医療資格者のための研修等を実施し、健診等の質の向上を推進します。

(1) がん検診従事者講習会

各種がん検診に従事する県内の医療資格者を対象に研修を実施します。

- ・ 肺がん検診従事者講習会（県委託事業）
- ・ 胃がん検診従事者講習会（県委託事業）
- ・ 子宮（頸）がん検診従事者講習会（県委託事業）

(2) 保健指導支援ステーション事業（県委託事業）

特定保健指導に従事する人材の育成と活用を目的に研修会を開催するとともに、人材の活用を円滑にするため育成人材の登録事業を実施します。

- ・ 基礎研修コース ①コース・②コースの計2コース
- ・ 指導力向上研修コース 2コース
- ・ 人材登録事業

(3) 佐賀県市町対策型胃内視鏡検診運営委員会事業

胃内視鏡検診における検診精度の向上を目的として、検診データを一元的に集計・分析し、そのデータ等を活用した研修会を実施します。

4. がん患者保健支援事業（県委託事業）

がん患者や家族、がんの不安を持つ者など、がんに関する悩みに対する支援を行い、保健の増進を図るために、次の事業を行います。

(1) がん相談事業

- ・ 開設日時 毎週月～金曜日（祝日・お盆期間・年末年始を除く）
9時30分～16時30分〔13時～14時は休憩〕
- ・ 実施方法 専用電話による電話相談、面談による相談、オンラインによる相談（LINE アプリ使用によるビデオ通話）
- ・ 相談員 6名（専門研修を受講した看護師・社会福祉士）
- ・ 体制 年4回の定例カンファレンスのほか、がん相談支援に関する研修会への参加等

(2) がん患者等交流事業

がん患者及びその家族等を対象に、闘病生活を支援し、また患者相互に支えあうための交流事業を開催します。

① がん患者・家族等交流会

1) がん患者・家族つどいの会

- ・ 開催時期 7月、11月、3月（年3回）
- ・ 開催場所 当財団
- ・ 内容 レクリエーション
交流会
個別相談
- ・ 体制 患者団体リーダー、社会福祉士、
保健師、臨床心理士、がん相談員ほか

2) がん遺族つどいの会

- ・ 開催時期 8月、1月（年2回）
- ・ 開催場所 当財団
- ・ 内容 交流会
個別相談
- ・ 体制 遺族会リーダー、臨床心理士、がん相談員ほか

② 地域型がんサロン事業

県内各地域からの交流会への参加希望に応えることができるよう、各地域のがん経験者等のボランティアの協力を得て、受診している医療機関やがんの部位に関係なく誰でも参加できる地域型がんサロン（地域版がん患者等集いの会）を開催します。

- ・開催時期 毎月又は隔月 1 回
- ・開催場所 県内 4 カ所
- ・内 容 がん経験者、その家族等を対象にした交流サロン
- ・体 制 がん経験者（ピアサポーター研修等を受講した者）
看護師等のボランティア

③ 常設型がんサロン事業

佐賀メディカルセンタービル 1 階に設置した常設のがんサロン（さん愛プラザ）において、がん経験者等のボランティアの協力を得て、受診している医療機関やがんの部位に関係なく誰でも参加できるがんサロンを開催します。

- ・開催場所 佐賀メディカルセンタービル 1F
- ・開催日時 毎週月～金曜日 9 時～17 時
(祝日・お盆期間・年末年始を除く)
原則、毎月第 3 日曜日 13 時～16 時
- ・内 容
 - ・がん経験者、その家族等を対象にした交流サロン
 - ・ミニ講座（年 3 回程度）
 - ・がん情報コーナーの利用
- ・体 制 がん経験者（ピアサポーター研修等を受講した者）
看護師等のボランティア
がん相談員、社会福祉士

(3) がんピアサポーター養成事業（県委託事業）

上記の地域型がんサロン事業をはじめ、県内の医療機関やがんサロン等において、ピアサポーターとして活動する人材を養成するための研修会を開催します。

① ピアサポーター活動者を対象にしたフォローアップ研修会

- ・研修コース 3 回程度
- ・定員 各 30 名程度
- ・研修講師 臨床心理士、ピアサポーター熟練者、がん関係医療従事者等

(4) その他

県内のがん患者団体相互の交流や、個々のがん患者会の活動を支援するために、情報の提供や交流の際の事務局機能の支援などを行います。

① がん患者等団体交流会の開催

- ・各患者団体情報交換の場の提供
 - ・当センターがん相談員による相談サポート
 - ・男性がん患者交流の促進
 - ・AYA 世代がん患者交流の促進
- ② がん患者等団体事務局機能の支援
- ・各患者団体専用の広報（文書）棚の設置
 - ・関係団体との共同事業による講演会受付窓口（コールセンター）
 - ・RFLJ 佐賀実行員会事務局機能の支援
 - ・がん患者等への情報提供の手段として、「さん愛プラザ LINE 公式アカウント」を開設

5. 健診事業

県民の保健向上を図る上で、疾病の予防、疾病の早期発見・早期治療が大切であり、そのためにはより多くの県民に質の高い健診受診の機会を提供する必要があります。

当財団は、佐賀メディカルセンタービル内に開設している「佐賀県健康づくり財団 佐賀県健診・検査センター」で、多様な健診ニーズに対応した事業を展開し、県民の健診受診率の向上に貢献していきます。

又、平成31年度よりHPV検査（ヒト・パピローマウイルス）による子宮頸がん検診が県の補助事業として実施されていることから、財団としても受託体制を引き続き整備し、LBC・HPV併用検診の円滑な実施に取り組み、子宮頸がん検診の受診率向上に貢献していきます。

尚、新型コロナウイルスの流行で、特に市町健診や各種がん検診の受診率が低下していることから、県や市町に対し受診率向上に向けた取り組みを働きかけていきます。

（1）施設健診

施設健診では、「人間ドック」・「事業所健診」・「毎日健診（市町健診）」などの各種健康診断を佐賀メディカルセンタービル2Fで実施しています。1日100名程度受診可能で、受付時間の時差設定や土日実施（不定期）など、受診希望者が都合に合わせて受診しやすい受入体制をとっています。また、健診受診エリアを男女別で設けるとともに（一部共有）、ワンストップで受診できる体制や設備を配し、健診を気持ちよく受診できる環境を整えています。このように県民の健診受診を後押しするための十分な配慮を行い、受診者数の着実な増加に取り組みます。

また、医療機関よりご紹介の患者にCT検査、超音波検査、内視鏡検査（上部・下部）などを施行するなど、医療機関の保険診療を支援します。

(2) 巡回健診

過疎地域や山間部地域の住民、事業所の就労者など地理的、時間的な制約のある方に対する健診受診機会の提供、利便性の向上のため、佐賀県から無償で貸与された検診車及び財団整備の検診車により、そうした地域、事業所を含めた県下各地域での巡回健診を実施します。

また、巡回健診における受診機会拡大のための事業として、通常のX線撮影装置では撮影困難な障害者等に対するポータブル撮影機器による検診や、土日祝日の健診、夜間健診などの事業を行います。

さらに、乳がん検診や子宮頸がん検診などの女性を対象とする検診については、女性スタッフを配置したレディースデーを設け、受診しやすい環境づくりに取り組みます。

令和4年度からは、がん検診データなどのパーソナルヘルスレコード（PHR）に対応するため、市町との連携に取り組みます。

(3) 精密健診情報の調査

単に健診受診者の健診結果を出すだけではなく、健診を効果的なものにするため、医療機関から得られた精密健診受診情報を、精密健診未受診者への受診勧奨に活用するとともに、最終診断結果の追跡調査につなげ、検診の精度管理や健診担当者へのフィードバック、疫学的な調査・研究等に活用することによって、県民の保健向上につなげるよう取り組みます。

〔実施主体による事業内容及び対象者〕

それぞれに最低限の健診（検診）の項目や方法が定められており、それに受診者の希望等に基づいて健診項目を付加した方法で実施しています。

(1) 市町が実施する特定健康診査、後期高齢者健診、がん検診

根拠法令等；「高齢者の医療の確保に関する法律」、「健康増進法」

対象者；市町内の住民

(2) 事業所健診

根拠法令等；「労働安全衛生法」

対象者；事業所の従業員（被用者）

(3) 学校が行う児童・生徒・学生、職員の健診

根拠法令等；「学校保健安全法」

対象者；学校の児童、生徒、学生及び職員

(4) 事業所、学校、施設等が行う結核検診

根拠法令等；「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

対象者；事業所の労働者、学校の児童・生徒・学生、施設の入所者等

(5) 精密健診

C T検査機器や胃・大腸内視鏡検査機器などの高度なデジタル検診機器による1次健診結果に基づく精密検査等を実施します。

〔健診の種類〕

- (1) 施設健診
 - ・人間ドック
 - ・企業健診
- (2) 事業所巡回健診
- (3) 市・町健診
 - ・特定健診（集団・個別）
 - ・がん検診（集団・個別）
 - ・毎日健診（施設における特定健診・がん検診）
 - ・特定保健指導
 - ・被用者保険健診
 - ・肝炎ウイルス検診等
- (4) 学校検診
 - ・学校心臓検診
 - ・学校腎臓
 - ・尿中ピロリ菌抗体検査
 - ・小児生活習慣病予防検診
- (5) その他
 - ・骨粗しょう症検診
 - ・検便検査

6. 健診結果フォロー事業

健診を効果的なものにするためには、受診者自身が健診結果に基づいた健康づくりの行動を起こすことが重要であり、このため、市町が行う結果説明会への支援や特定保健指導に積極的に取り組みます。

7. 関係団体への施設貸与事業

当財団が保有する下記施設について、当財団事業の用途に優先使用した上で、県民の健康増進及び疾病の予防に資する他団体の事業の用途にも活用することにより、当財団の目的の達成につなげます。

〔貸与対象施設〕

- ・城内記念ホール（4階）

面 積	2 7 1 平方メートル
利用人員	1 5 0 名程度
- ・研修室（3階）

面積 165平方メートル
利用人員 60名程度

〔対象〕

当財団と連携して、佐賀県、市町、関係団体等が実施する医療・保健に関する事業

〔使用料〕

「公益財団法人佐賀県健康づくり財団研修施設使用規程」に基づき、使用料を徴収します。

〔事業の開始〕

平成30年3月

Ⅲ 収益事業1

1. 臨床検査事業

佐賀県健診・検査センターの高度な検査機器による精度管理に裏打ちされ、かつ大量検査能力を有する臨床検査体制を活用して、充実した臨床検査事業を実施します。

臨床検査事業は、検体検査を主体とした事業を行うこととし、医療機関からの委託による検査として、尿・糞便等一般検査、血液学的検査、生化学的検査、免疫学的検査、微生物学的検査、病理学的検査等を実施します。

また、医療機関からの委託検査については、診療を適切にサポートする上で迅速な検査結果の提供が重要なため、検体の受領に当たっては、十分な集配体制で対応することによって速やかに検査を開始するよう取り組み、検査結果の報告に当たっては、必要に応じてFaxや電話を利用するとともに、インターネットを活用した臨床検査データ通信システム「Web きゃどらいん」による迅速かつ、利便性の高い情報サービスを実施します。

令和3年度から、さらに新型コロナウイルス遺伝子検査（COVID-19検査）体制を充実させましたが、更に受け入れ態勢を強化するため、同検査に対応できる臨床検査技師の養成に取り組みます。

Ⅳ 財団の運営

1. 財団運営の安定化に向けた取り組み

厳しい経営環境の中で、適切な公益事業を継続的に実施していくためには、財団運営の安定化が重要であり、収益事業を基盤として、均衡のとれた経営の実現に向け、財団全体の業務能率と経営効率の向上に努めます。

又、公益認定要件の充足及び建物・設備の維持・更新、健診・検査機器の更新を適切に行うため、令和3年度に制定した特定費用準備資金等取扱規程による積立や任意の特定資産積立を計画的に実施すべく、継続して検討していきます。